## 農家・死亡牛関連業者の皆様へ

令和6年4月1日より死亡牛BSE検査手数料が変更されます。

## (現行) 4,500円 <del>) (新) **7,400円**</del>

- ※ 国の補助事業により、後日、全額返金されます(実質負担無し)。
- ※ 保冷施設使用料に変更はありません。

#### 【令和6年度からの死亡牛BSE検査料金体制】

令和6年4月1日以降に受付した検査対象牛に適用されます。

検査手数料: 7,400円 + 保冷施設使用料: 800円

#### 【お願い】

- 1 手数料は、福島県収入証紙により納付してください。
- 2 収入証紙は、保冷施設使用料・検査手数料それぞれ分けて 用意してください。(証紙を貼り付ける用紙が異なります。)



# X

### 正しい納付方法の例

検査手数料

保冷施設使用料



800

7,400円分

例)5,000円×1枚 2,000円×1枚

OOO円×1枚 4OO円×1枚 例)800円×1枚

800円分

### 間違った例

(受付できません)

5,000 3,000 200

8,200円分

例)5,000円×1枚 3,000円×1枚 200円×1枚

死亡牛BSE検査に関するお問い合わせ先はこちら

福島県中央家畜保健衛生所

電話番号: 090-5844-5300 FAX番号: 0247-57-6144